

平成20年(行ウ)第403号 原子力発電所及び関連施設の新設撤廃等請求事件

原 告 竹原光江

被 告 国

準備書面(1)

平成20年10月31日

東京地方裁判所民事第2部合A係 御中

被告指定代理人 三 村 仁
山 本 浩 光
吉 野 栄 洋
佐々木 光太郎
川 端 尚 志
鍋 島 学
金 井 慎 一 郎
山 口 仁
江 澤 正 名
小 林 大 和
田 岡 卓 晃
大 浅 田 薫

田邊國治
田代直人
名倉和子
中川淳
横田一磨
本橋隆行
竹之内修
田口達也
小山田巧
星孝行

第1 請求の趣旨第1項に係る請求について

1 はじめに

平成20年9月30日付け準備書面(1) (1ページ) の記載内容からすると、原告は、請求の趣旨第1項に係る請求について、東北電力に係る東通原子力発電所2号機、浪江・小高原原子力発電所、東京電力に係る福島第一原子力発電所7、8号機、東通原子力発電所1、2号機、中国電力に係る上関原子力発電所1、2号機、日本原子力発電に係る敦賀発電所3、4号機についての原子力発電所及び関連施設（以下「原子力施設」という。）に対する設置許可処分の差止めを請求しているものと思われる。

(1) しかしながら、上記発電所のうち、東京電力に係る東通原子力発電所1号機、日本原子力発電に係る敦賀発電所3、4号機以外の原子力施設は、その建設が計画されている段階であって、電気事業者からの設置許可処分申請もされていないのであるから、「これ（処分）がされようとしている」とはいえず（行訴法3条7項），この限りにおいて、東京電力に係る東通原子力発電所1号機、日本原子力発電に係る敦賀発電所3、4号機以外の原子力施設の差止めを求める部分は不適法というべきである。

(2) また、東京電力に係る東通原子力発電所1号機、日本原子力発電に係る敦賀発電所3、4号機に関する差止めの訴え部分については、原告に原告適格が存在すると解することはできず（後記2），また、差止めの訴えの積極的要件である「一定の処分又は裁決がされることにより重大な損害を生ずるおそれがある」とは認められない（後記3）から、この点に関する原告の訴えも不適法というべきである。

2 原告適格が認められないとこと

(1) 差止めの訴えは、「行政庁が一定の処分又は裁決をしてはならない旨を命ずることを求めるにつき法律上の利益を有する者に限り、提起することができる」とされ（行訴法37条の4第3項），「法律上の利益の有無の判断に

については、第九条第二項＜原告適格＞の規定を準用する」とされている（行訴法37条の4第4項）。

(2) これを本件についてみると、そもそも原告は、処分の名宛人でもなければ、原子力施設が設置されようとしている場所の周辺住民でもなく、同人に原子力施設設置許可処分の差止めを求める法律上の利益がないことは明らかであり、この限りにおいて、原告は、上記訴えについて原告適格を有しないというべきである。

なお、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第23条、第24条に基づく原子炉設置許可処分につき、原子炉施設の周辺に居住する者が、その無効確認を訴求する法律上の利益を有するかについては、原子炉施設周辺に居住し、右事故等がもたらす災害により直接的かつ重大な被害を受けるものと想定される地域内に居住している者としている（最高裁平成4年9月22日第三小法廷判決・民集46巻6号571ページ参照）。

(3) この点、原告は、「被害を受けた当事者で、関連する違法性と回避したときの利益があれば、誰でも訴えられる。原子力の訴訟は、原子炉から数十キロ圏内を原告適格としているが、被害があった場合はそのエリアにとどまらない。限定することは、国民の生命を無視し、救済範囲を狭めることにつながる。不安が生じること自体が当事者としての適格なのである。」と主張する（原告準備書面(1)2ページ）。

しかしながら、ここにいう「法律上の利益」とは「当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され、又は必然的に侵害されるおそれのある者をいう」と解するのが相当であり（最高裁平成17年12月7日大法廷判決・民集59巻10号2645ページ参照），原告の上記主張がこれに当たらないことは明らかである、原告の主張は行訴法37条の4第3、4項、9条2項を正解しないもので失当というべきである。

3 差止めの訴えの要件が認められないこと

(1) 差止めの訴えを規定する行訴法37条の4第1項は、「一定の処分又は裁決がされることにより重大な損害を生ずるおそれがある」ことを積極的要件とし、同条2項は、「裁判所は、前項に規定する重大な損害を生ずるか否かを判断するに当たっては、損害回復の困難の程度を考慮するものとし、損害の性質及び程度並びに処分又は裁決の内容及び性質をも考慮する。」として、重大な損害を生ずるか否かの判断に当たっての考慮事項を定めている。これは、執行停止における「処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる重大な損害を避けるため緊急の必要があるとき」(行訴法25条2項)との要件のうち、「重大な損害」を生ずるか否かを判断するに当たっての考慮事項(同条3項)と同じものであり、執行停止における議論が参考とされるべきである。

したがって、「重大な損害」が生ずるか否かを判断するに当たっては、処分がされることにより維持される行政目的の達成の必要性を踏まえた処分の内容及び性質と、当該処分によって原告が被るおそれのある損害の性質及び程度とを、損害の回復の困難の程度を考慮した上で比較衡量し、行政目的の達成を犠牲にしても原告を救済しなければならない必要性があるか否かの観点から検討すべきである(東京高裁平成15年11月4日決定・訟務月報50巻5号1647ページ参照)。

(2) この点、原告が主張する損害は、これまでに原告が被ったとする損害であり、原告が差止めを求める原子力施設の設置許可処分がなされたときに生じる損害については何ら主張がない。

また、上記の点において、仮に、原告が差止めを求める原子力施設の設置許可処分がされた場合にも、原告が主張する損害が継続的に発生するということであったとしても、原子力施設の設置許可処分によって達成される行政目的は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の利用が平和の目的に限られ、かつこれらの利用が計画的に行われることを確保することであり、これ

に対して原告が主張する損害は、原子力政策の推進による精神的苦痛等の個人的な損害であって、それらが金銭賠償によって回復が可能であり、また、上記行政目的を犠牲にしてまで救済する必要のあるものと認めることはできないことは明らかである。したがって、原告に「重大な損害が生ずるおそれ」があるとはいえない。

4 請求の趣旨第1項の訴えに関するまとめ

以上のとおり、いずれにしても請求の趣旨第1項に係る訴えは不適法であり、却下されるべきである。

第2 請求の趣旨第2項に係る請求について

1 原告は、資源エネルギー庁の原子力施設の新設を推進しようとする行為、原子力施設の設置を許可しようとする行為は、中央省庁等改革基本法の経済産業省の編成方針第21条及び憲法15条等に違反する旨主張する（原告準備書面(1)2ないし5ページ）。

2 しかしながら、原告が主張する種々の法律は、原子力施設設置許可処分とは直接関係せず、それらによって、原子力施設設置許可処分に関し、公務員が個別の国民に対して負う職務上の法的義務が発生するとは解されない。

また、原子力施設の新設等について、原子力施設設置許可処分の名宛人でもなく、設置される原子力施設の設置場所の周辺住民でもない原告に対し、公務員が何らかの職務上の法的義務を負うという法的根拠はない。

3 以上からすると、原告の上記主張は、それ自体失当であるから、請求の趣旨第2項に係る請求については棄却されるべきである。